

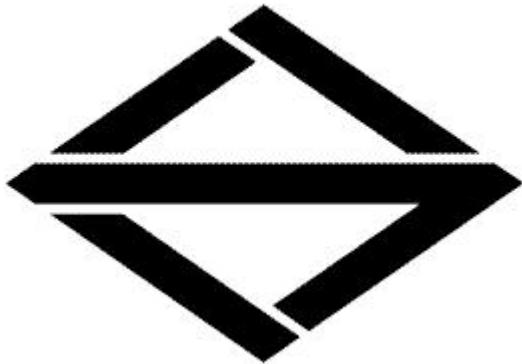
横浜市不動産公売広報

入札期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月18日（水）

開札日時

令和8年2月24日（火） 午後2時00分



横浜市

(区役所税務課)

目 次

	頁
入札される方に	1
公売の日時・場所及び会場案内図	2～3
担当部署一覧	4
不動産公売（期間入札）の概要	5
不動産公売（期間入札）の手順	6～13
提出書類等の記載例	14～29
公売財産一覧表	30
公売財産種別一覧表	31
公売財産の明細	32～53

入札される方に

- 1 この不動産公売は、横浜市の各区役所税務課が、市税等の滞納処分により差し押さえた不動産を入札にかけ公売するものです。
- 2 売却区分番号ごとの担当部署に「公売公告兼見積価額公告」等が備え付けてありますので、必ず入札前に御覧ください。
- 3 入札に際しては、予め公売財産の状況を確認し、登記簿等を閲覧した上で入札してください。なお、不動産の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 4 入札される方は、公売保証金を納付の上、定められた期間内に、入札書を各区役所に提出する方法により行います。
- 5 買受人は、売却決定を受けた後、令和8年3月16日（月）に公売保証金を除いた買受代金の全額を納付していただきます。
なお、買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得しますが、区長は引渡しの義務を負いません。したがって、買い受けた財産の前所有者あるいはその財産を使用している第三者などに、その不動産の明渡しを求める場合等やその動産の引渡しを求める場合等は、買受人がその手続を行うことになります。話し合いがつかないときは、民事訴訟によらなければならないこともあります。
- 6 アスベストや土壌汚染などに関する専門的な調査はしていません。
- 7 財産の状況、図面等は現況と異なる場合がありますが、現状有姿による引渡しになります。また、公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、横浜市は担保責任を負いません。
- 8 公売については中止する場合があります。事前に必ず担当部署に、御確認ください。
また、横浜市のホームページでも公売の御案内をしていますので、御参照ください。
(【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zeihoken/zeikin/nouzei-soudan/koubai.html>)
- 9 その他、御不明な点は、売却区分番号ごとの担当部署までお問い合わせください。

公売の日時・場所

入札場所 ※入札書提出先	売却区分番号に該当する区役所税務課
入札期間日時	令和8年2月6日（金）～令和8年2月18日（水）
開札日時	令和8年2月24日（火）午後2時00分
開札場所	横浜市役所 18階会議室 なみき2～5 （※御来場の際は、公共交通機関を御利用ください。）
売却決定日時	令和8年3月16日（月）午前11時00分
売却決定の場所	横浜市役所 18階会議室 なみき2～5
買受代金納付期限	令和8年3月16日（月）午前11時30分

※入札書提出先は開札会場及び売却決定会場と異なりますので、御注意ください。

1 入札場所（入札書提出先）

売却区分番号 西－1

所在地	〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号
書類提出先・ お問い合わせ	横浜市西区役所税務課収納担当 (横浜市西区役所4階) TEL 045-320-8368 FAX 045-322-2670

売却区分番号 保－1、2、3

所在地	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
書類提出先・ お問い合わせ	横浜市保土ヶ谷区役所税務課収納担当 (横浜市保土ヶ谷区役所本館 3階) TEL 045-334-6272 FAX 045-320-1703

売却区分番号 旭－1

所在地	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12
書類提出先・ お問い合わせ	横浜市旭区役所税務課収納担当 (横浜市旭区役所本館 2階) TEL 045-954-6074 FAX 045-953-7399

売却区分番号 港北－1 及び2

所在地	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26番地1
書類提出先・ お問い合わせ	横浜市港北区役所税務課収納担当 (港北区役所 3階) TEL 045-540-2292 (港北－1) TEL 045-540-2300 (港北－2) FAX 045-540-2288

2 開札会場・売却決定会場

開札・売却決定は同一会場にて行います。（開札の結果、最高価申込者（落札者）及び次順位買受申込者となられた方には、各公売事務担当者より、お電話にてご連絡させていただきます。）

所在地	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
交通	J R京浜東北・根岸線、J R横浜線 「桜木町駅」（新南口）から徒歩約3分
	横浜市営地下鉄ブルーライン 「桜木町駅」（1口）から徒歩約3分
	みなとみらい線 「馬車道駅」（1C出入口）から直結

開札・売却決定会場案内図



担当部署一覧

壳却区分番号	担当部署	電話番号	公壳財産 該当頁
西－1	西区役所 税務課	045（320）8368	32～35
保－1、2、3	保土ヶ谷区役所 税務課	045（334）6272	36～40
旭－1	旭区役所 税務課	045（954）6074	41～45
港北－1	港北区役所 税務課	045（540）2292	46～49
港北－2	港北区役所 税務課	045（540）2300	50～53

不動産公売（期間入札）の概要

公売公告

入札期間
2月6日（金）
から
2月18日（水）
まで

開札日時
2月24日（火）
午後2時
最高価申込者決定日時
同日開札実施後

売却決定日時
3月16日（月）
午前11時
買受代金納付期限
3月16日（月）
午前11時30分

権利移転

【提出書類等】

電話
・
来庁

入札書等の必要書類を担当区役所に請求します。担当区役所から必要書類を送付します。また、横浜市HP上から、様式をダウンロードすることも可能です。

[URL]<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/koubai.html>

振込

公売保証金を担当区役所指定の口座へ振り込みます。振込先の口座番号等は、お問い合わせいただいた際にお伝えします。

郵送
・
持参

- 委任状
- ・共同代表者の届出書（必要に応じて）
- ・陳述書（原則）

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

入札書 → 入札書提出用封筒（内封筒）

入札書提出用封筒（外封筒）

必要事項を記載の上、担当区役所に提出してください。

横浜市役所18階会議室 なみき2～5で、開札します。

（必ずしも開札への立ち会いは必要ありません。）
※最高価申込者及び次順位買受申込者の方には各公売事務担当者からお電話にてご連絡いたします。

買受代金（公売保証金を除いた金額）を振込みまたは持参の方法により、納付してください。
なお、買受代金の領収後、売却決定通知書を交付します。

郵送または持参の方法により、次の書類等を提出します。

- ・所有権移転登記請求書
 - ・登録免許税納付済領収書
 - ・切手（書類郵送代）
 - ・住所証明書（個人：住民票の写し（ただし、個人番号の記載のないもの）、法人：商業登記簿等）
- ※買受人からの請求により、担当区役所が所有権移転の手続を実施します。

不動産公売（期間入札）の手順

第1 手続の概要

この不動産公売は、横浜市の各区役所税務課が、市税等の滞納処分により差し押された不動産を入札（競争入札）にかけ公売するものです。

なお、公売にあたっては、入札期間を定め、その期間内に、郵送または持参により担当区役所に入札書を提出する方法により行います（期間入札）。提出された入札書は、開札期日に開札を行い、最高価申込者を決定の上、売却します。

第2 公売公告から入札までの手順

1 公売公告

担当区役所には、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額及び公売保証金額、入札期間、開札の日時・場所等が記載されている「公売公告兼見積価額公告」等が備え付けてありますので、必ず入札前にご確認ください。

なお、入札希望者の方には写しの交付を行っております。

2 公売参加資格

- (1) 原則として、(2) に該当しない方については、どなたでも公売に参加することができます。
- (2) 滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条、第108条及び第99条の2各号に規定する者（暴力団員等）に該当する者）は公売に参加することはできません。
- (3) 入札する場合には、国税徴収法第99条の2各号に規定する者（暴力団員等）でないことについて、「陳述書」を提出してください。
- (4) 代理人が入札する場合には、本人からの「委任状」及び「陳述書」を提出してください（委任状の記載例はP24を参照してください）。
- (5) 2名以上の方で、共同で入札させる場合には、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」、共同入札者全員の「委任状」及び「陳述書」を提出してください（共同入札代表者の方が入札される場合は、「他の共同入札者から、代表者の方への委任状」、代理人が入札される場合は、「共同入札者全員の方から代理人への委任状」を要します）。

3 入札の事前手続

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。
なお、不動産の境界については、隣接地所有者と協議してください。

(2) 入札書等の請求

入札書その他必要書類を、担当区役所に電話または来庁の上、請求してください。共同で入札する場合は、その旨及び共同入札代表者名をお申し出ください。

なお、必要書類等は横浜市HPからダウンロードすることができますが、一部HP上では公開していない情報等もありますので、入札を検討されている方は、必ずお電話いただきますようお願ひいたします。

【横浜市HP】

トップページ>暮らし・手続き>戸籍・税・保険>税金>市税の納付・相談>公売について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/nouzei-soudan/koubai.html>

(3) 公売保証金の納付

入札に先立って、必ず公売保証金を売却区分番号ごとに担当区役所の指定する口座へ振り込んでください（振込先はお問い合わせいただいた際にお伝えします）。

なお、次の事項に注意してください。

- ア 複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとに各担当区役所へ公売保証金を振り込んでください。
- イ 振込手数料は入札者の負担となります。
- ウ 公売保証金は、公売保証金納付期限までに入金済とされていなければなりません。公売保証金納付期限までに担当区役所の指定する口座への入金が確認できない場合は、入札が無効となりますので、振込はなるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- エ 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。
- オ 公売保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。
- カ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、必ず担当区役所にご連絡ください。

(4) 公売保証金関係書類の作成

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」、「公売保証金の充当申出書」の所要事項を記入し作成してください。

なお、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」には、公売保証金を指

定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受領書」の原本を、貼り付けて提出してください（インターネットにより振込みを行ったため、「振込金受領書」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等が分かる画面を「振込金受領書」とみなしますので、当該画面を印刷し、担当区役所に提出してください）。

また、代理人による入札の場合についても、公売保証金の振込人は入札者本人とし、公売保証金の返還口座についても入札者本人名義の口座としてください。

(5) 陳述書の作成

入札書とともに「陳述書」について、必要事項を記入して作成してください。なお、代理人が入札する場合には、本人の「陳述書」が必要です。また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の「陳述書」が必要です。

なお、入札しようとする方、自己の計算において入札の申出をさせようとする方が法人である場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を、陳述書と併せて提出してください。

宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

ア 入札者が個人の場合

「陳述書（個人用）」に、入札者の住所、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

イ 入札者が法人の場合

「陳述書（法人用）」に法人の所在地、名称、代表者の氏名を記入してください。また、別紙「入札者等（法人）の役員に関する事項」に、法人の役員すべての住所、役職、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

ア、イの場合ともに、自己の計算において入札の申出をさせようとする方がある場合には、別紙「自己の計算において入札等の申出をさせようとする者に関する事項」に必要事項を記入し、併せて作成してください。また、自己の計算において入札の申出をさせようとする方が法人の場合、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」も作成してください。

4 入札方法

(1) 入札者は所定の「入札書」により売却区分番号ごとに入札してください。

- (2) 同一売却区分番号について同一人が2枚以上の入札書を提出することはできません。この場合、当該入札書はいずれも無効となります。
- (3) 「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり抹消したりしないでください。書き損じたときは新たな入札書を使用してください。なお、「入札書」には、住民登録上の住所、氏名（法人においては、商業登記上の所在地、商号）を正しく記載してください。架空の名義又は他人の名義を使用すると公売の参加について制限を受けることとなります。
- (4) 入札価額の頭部には、「金」又は「円」をつけてください。
- (5) 一度提出した入札書は入札期間内であっても、引き換え、変更又は取り消すことはできません。
- (6) 数人が共同して入札する場合には、「入札書（共同入札用）」を使用してください。
なお、「入札書（共同入札用）」提出の際には、併せて共同入札人各人の住所（所在地）及び氏名（商号）を連署し、各人の持分を明記した「共同入札代表者の届出書」を提出してください。
- (7) 入札書は、「入札書提出用封筒（内封筒）」に入れ、封をしてください。「入札書提出用封筒（内封筒）」には「入札書」のみを入れてください。入札書以外の書類を封入した場合には、入札が無効となります。
- (8) 「入札書提出用封筒（内封筒）」に封入する「入札書」は1枚に限ります。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとに内封筒が必要となります。複数の売却区分の入札書を同じ内封筒に封入した場合は、すべて無効となります。
- (9) 次の書類を「入札書提出用封筒（外封筒）」に封入して、担当区役所に提出してください。
なお、提出先を誤った場合、入札は無効となります。
- ア (入札書を封入した) 入札書提出用封筒（内封筒）
イ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
ウ 公売保証金の充当申出書
エ 委任状（必要な場合に限る）
オ 共同入札代表者の届出書（必要な場合に限る）
カ 陳述書
キ 自己の計算において入札等させようとする者に関する事項（必要な場合に限る）
- (10) 「入札書提出用封筒（外封筒）」の提出は、次に掲げるいずれかの方法により、行ってください。なお、入札書は入札期間内必着です。入札期間を経過した後に到着した入札書は無効となりますので、郵便もしくは信書便により提出する場合は、所要の日数を見込んでください。
- ア 郵便・信書便

「入札書提出用封筒（外封筒）」を担当区役所あてに郵便もしくは信書便により、提出してください。

郵便により提出する場合、書留・簡易書留・特定記録郵便の内いずれかの方法に限ります（郵便・信書便に係る費用は入札者の負担となります）。

イ 直接持参

「入札書提出用封筒（外封筒）」を担当区役所に直接お持ちください。

- (11) 「入札書提出用封筒（外封筒）」の受付後、担当区役所から「入札書提出用封筒受領証」及び「公売保証金に係る領収書」を送付（郵送または交付）します。

第3 開札期日から権利移転までの手順

1 開札の方法

開札は、入札者の面前で行ないます。

ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。そのため、開札への立ち会いは必須ではなく、会場までお越しitただく必要はありません。

なお、開札後、後述の最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、その後の手続をお電話によりご説明いたします。

また、最高の入札価額の方が複数いらっしゃる場合には、追加で入札を行う場合（後述5を参照のこと）もありますので、開札日時にはできるかぎり電話連絡がとれるようにしてください。

2 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、売却区分番号ごとに入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して行います。

3 次順位買受申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、次の要件をすべて満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額について高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

次順位買受申込者になると、最高価申込者が買受代金を納付しないなどの理由から、最高価申込者への売却決定等が取り消された場合、再度の公売を経ずに公売財産を買い受けることができます。

4 再度入札

開札の結果最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

5 追加入札

開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で、期間入札の方法による追加入札を行います（期間は別途定めます）。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。

なお、次の事項に御注意ください。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき方が入札をしない場合は、国税徴収法第108条の規定により、今後の公売の参加を制限することもあります。

6 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記入された口座への振込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者については、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、口座への振込みは3週間程度要します。

また、代理人による入札の場合においても、入札者本人名義の口座への返還となります。

7 売却決定

売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。売却決定は、公売公告に記載した日時（令和8年3月16日午前11時00分）に、売却しますが、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

なお、以後、売却決定を受けた方を「買受人」と称します。

8 公売保証金の充当

売却決定を受けた買受人の納付した公売保証金は、「公売保証金の充当申出書」のとおり、買受代金に充当します。

9 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、次に掲げるいずれかの方法により、公売保証金を除いた買受代金の全額を、売却区分番号ごとに納付してください（分割による納付はできません）。買受代金の領収後、売却決定通知書を交付します。

(1) 銀行振込

買受代金納付期限までに担当区役所指定の口座へ着金するよう手続してください。

なお、銀行振込による納付の場合、売却決定以前に振り込むことができますが、着金された買受代金は納付期限到来後に領収します。

(2) 直接持参

現金又は小切手（小切手は、電子交換所に加入している金融機関が振り出したもので、かつ振出日からおおむね10日のものに限ります。）を、担当区役所窓口に直接持参してください。

また、直接持参の場合、買受代金納付期限前に納付することはできません。

10 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時（担当区役所が領収した時）に公売財産を取得しますが、区長は引渡しの義務を負いません。したがって、買い受けた財産の前所有者あるいはその財産を使用している第三者などに、その不動産の明渡しを求める場合等は、買受人がその手続を行うことになります。話し合いがつかないときは、民事訴訟によらなければならないこともあります。

また、買受代金納付後に生じた財産の毀損及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

11 権利移転の手続等

権利移転の手続（登記）は、買受人からの請求により、担当区役所が行います（登録免許税及び嘱託書の郵送料等の実費は別途負担していただきます）。

次の書類等を担当区役所に提出してください。

(1) 所有権移転請求書（最高価申込者・次順位買受申込者となられた方に、様式をお渡しします）

(2) 登録免許税納付済領収書

(3) 切手（書類郵送代）

(4) 住所証明書

ア 個人の場合

住民票の写し（ただし、個人番号の記載がないもの）

イ 法人の場合

商業登記簿謄本（確認後、ご返却いたします）

12 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

(1) 公売にかかる滞納市税等の完納の事実が買受代金の納付前に証明された

とき。

- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108 条第2項の規定が適用されたとき。
- (4) 国税徴収法第114 条の規定により、買受申込等の取消しがされた場合。

13 消費税の取扱いについて

消費税課税対象となる公売財産については、見積価額に消費税に相当する額が含まれていますので、入札価額が売却価格となります。

14 その他

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しない場合、あるいは、公売に際して不正及び妨害等の事実がある場合には、それらの者が納付した公売保証金は返還されず、今後の公売参加を制限することもあります。

提出書類等の記載例

入札に参加される方は、定められた期間内に次の書類を提出してください。

様式は、担当区役所にお問合せの上、取得してください。

なお、必要書類等は横浜市HPからダウンロードすることができますが、一部、
HP上では公開していない情報等もありますので、入札を検討されている方は、必
ずお電話いただきますようお願いいたします。

【横浜市HP】

トップページ>暮らし・手続き>戸籍・税・保険>税金>市税の納付・相談
>公売について <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zeihoken/zeikin/nouzei-soudan/koubai.html>

様式・記載例	頁	提出の要否※
公売保証金振込通知書兼払渡請求書	15	◎
公売保証金の充当申出書	16	◎
入札書	17	○
入札書（共同入札用）	18～19	○
共同入札代表者の届出書	20	○
入札書提出用封筒（内封筒） (様式を封筒に貼りつけてください。)	21	◎
入札書提出用封筒（外封筒） (様式を封筒に貼りつけてください。)	22～23	◎
委任状	24	△
陳述書	25～27	◎
自己の計算において入札等させようとする者に関する事項 (自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合)	28～29	◇

※提出の要否について

◎：提出必須

○：入札方法に応じて使用

入札方法	提出を要する書類
単独（入札者一名）名義での入札	入札書
共同（入札者複数名）名義での入札	入札書（共同入札用）、 共同入札代表者の届出書

△：代理人による入札の場合、提出必須

◇：必要な場合に限る

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

記載例

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当って、公売保証金を金融機関への振込

入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号	横一 1							
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と 入札者又は買受申込者は、同一 の者でなければならない。 ② 法人の場合は、その所在 地、名称及び代表者名を記載 してください。	住所又は所在地	横浜市中区本町六丁目50番 電話番号 045-●●●-●●●●						
	フリガナ	カブシキガイシャ ●●フドウサン						
	氏名又は名称	株式会社 ●●不動産						
	フリガナ 代表者名	ヨコハマ タロウ 横浜 太郎						
公売保証金の返還請求 入札者又は買受申込者本人 の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる返還 を請求いたします。							
	フリガナ カブシキガイシャ ●●フドウサン							
	氏名(名称) 株式会社 ●●不動産							
	振込先の金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協						本店・本所 支店・支所
預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
整 理 欄	受理年月日	令和 年 月 日		取扱者印				備考欄
	受付(振込 確認)年月日	令和 年 月 日		取扱者印				
	払出手年月日	令和 年 月 日		取扱者印				
	支払年月日	令和 年 月 日		取扱者印				

(注)入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受領書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください(インターネットにより振込みを行ったため、「振込金受領書」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を「振込受領書」とみなしますので、当該画面を印刷し、担当区役所に提出してください。)。

なお、貼付けに当っては、剥がれないように確実に貼り付けしてください。

また、振込みに当っては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書兼返還請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
- ※ **公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。**
- 3 公売保証金は、公売実施区の区長が定める期間までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていないなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
- ※ **区長が定める期間までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。**
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
- ※ **誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。**
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還します。
- 5 最高価申込者にならなかつた場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の返還請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
- ※ **公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。**
- 6 公売保証金の振込先は、公売実施区の税務課にお問い合わせください。

記載例

公売保証金の充当申出書（買受代金充当用）

令和8年2月24日開札の横浜市不動産公売（売却区分番号 横-1）において、公売財産の入札に当たり、売却決定日に私（請求人）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金1,000,000円については、買受代金に充ててください。

なお最高価申込者又は次順位買受申込者でなかった場合には、「公売保証金振込通知書兼返還請求書」に記載した預金口座に、公売保証金をお返しください。

（あて先）

横浜市○区長

令和 年 月 日

住所又は所在地

提出日を記載してください。

横浜市中区港町六丁目50番地の10

（フリガナ）
氏名又は名称

横 浜 太 郎

入札する方の住所（所在地）・氏名（名称）を記載してください。
なお、共同入札の場合は、共同入札代表者の方の住所（所在地）・氏名（名称）を記載してください。

期間入札用

記載例

入札書

令和 年 月 日

(提出先) 横浜市〇区長

提出日（入札期間である2/6～2/18のうち、いずれかの日）を記載してください。

住民票・商業登記簿等の住所（所在地）・氏名（名称）・連絡先を、楷書で丁寧に記載してください。

代理人が入札する場合は代理人の住所・氏名・連絡先を記載してください。※委任状が必要となります。

入札者	住所 (所在地)	横浜市中区本町六丁目50番地の10
	氏名 (名称)	横浜太郎
	連絡先 (電話番号)	045-●●●-●●●●
代理人	住所	
代理人	氏名	
代理人	連絡先 (電話番号)	

R7-50-●●号の公売公告に基づいて、次のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額（円）											
横一	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円		
横一	¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

アラビア数字で、明瞭に記載してください。

(注意事項)

- 入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ別のものを使用してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 書き損じたときは、訂正しないで新しい用紙を使用してください。
- 数人が共同して入札する場合には、共同入札用の入札書を使用してください。
- 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- 入札価額は見積価額以上の金額を記載してください。
- 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

いずれかに「○」を記載した上で、ご提出願います。

●次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて

	次順位買受申込みをします。
	次順位買受申込みをしません。

期間入札用

記載例

入札書（共同入札用）

令和 年 月 日

(提出先) 横浜市〇区長

提出日（入札期間である2/6～2/18のうち、いずれかの日）を記載してください。

入札者	住所 (所在地)	裏面のとおり										
	氏名 (名称)	裏面のとおり										
	連絡先 (電話番号)	裏面のとおり										
代理人	住所											
	氏名											
	連絡先 (電話番号)											

R7-50-●●号の公売公告に基づいて、次のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額（円）											
			+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
横-1			+	¥	1	0	0	0	0	0	0	0

アラビア数字で、明瞭に記載してください。

(注意事項)

- 1 入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ別のものを使用してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 書き損じたときは、訂正しないで新しい用紙を使用してください。
- 4 数人が共同して入札する場合には、共同入札用の入札書を使用してください。また、裏面に共同入札者各人の住所及び氏名又は名称を連署したうえ、各人の持ち分を付記してください。
- 5 共同入札の場合、別途、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 6 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- 9 入札価額は見積価額以上の金額を記載してください。
- 10 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

いずれかに「○」を記載した上で、ご提出願います。

- 次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて

<input type="checkbox"/>	次順位買受申込みをします。
<input type="checkbox"/>	次順位買受申込みをしません。

期間入札用

記載例

入札書裏面(共同入札用)

共同入札代表者全員の住民票・商業登記簿等の住所(所在地)・氏名(名称)・持分を記載します(※共同入札代表者の住所・氏名等について、一番上の欄に記載します。)

入札者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)	横浜太郎	2分の1
	連絡先 (電話番号)	045-●●●-●●●●	

共同入札者

入札者	住所 (所在地)	横浜市中区本町六丁目50番地の10	持分
	氏名 (名称)	横浜花子	2分の1
	連絡先 (電話番号)	045-●●●-●●●●	

入札者	住所 (所在地)		持分
	氏名 (名称)		
	連絡先 (電話番号)		

入札者	住所 (所在地)		持分
	氏名 (名称)		
	連絡先 (電話番号)		

入札者	住所 (所在地)		持分
	氏名 (名称)		
	連絡先 (電話番号)		

記載例

共同入札代表者の届出書

令和 年 月 日

(提出先) 横浜市○区長

提出日（入札期間である2/6～2/18のうち、いずれかの日）を記載してください。

共同 入札 者	住所（所在地）		
	〒231-0005 横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10	横浜 太郎	2分の1
	〒231-0005 横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10	横浜 花子	2分の1
	〒		
	〒	共同入札者全員の住民票・商業登記簿等の住所（所在地）・氏名（名称）・持分を記載した上で、押印します。	

※共同入札者が5名以上の場合には、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付してから提出してください。

令和8年2月24日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表し、入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届出します。

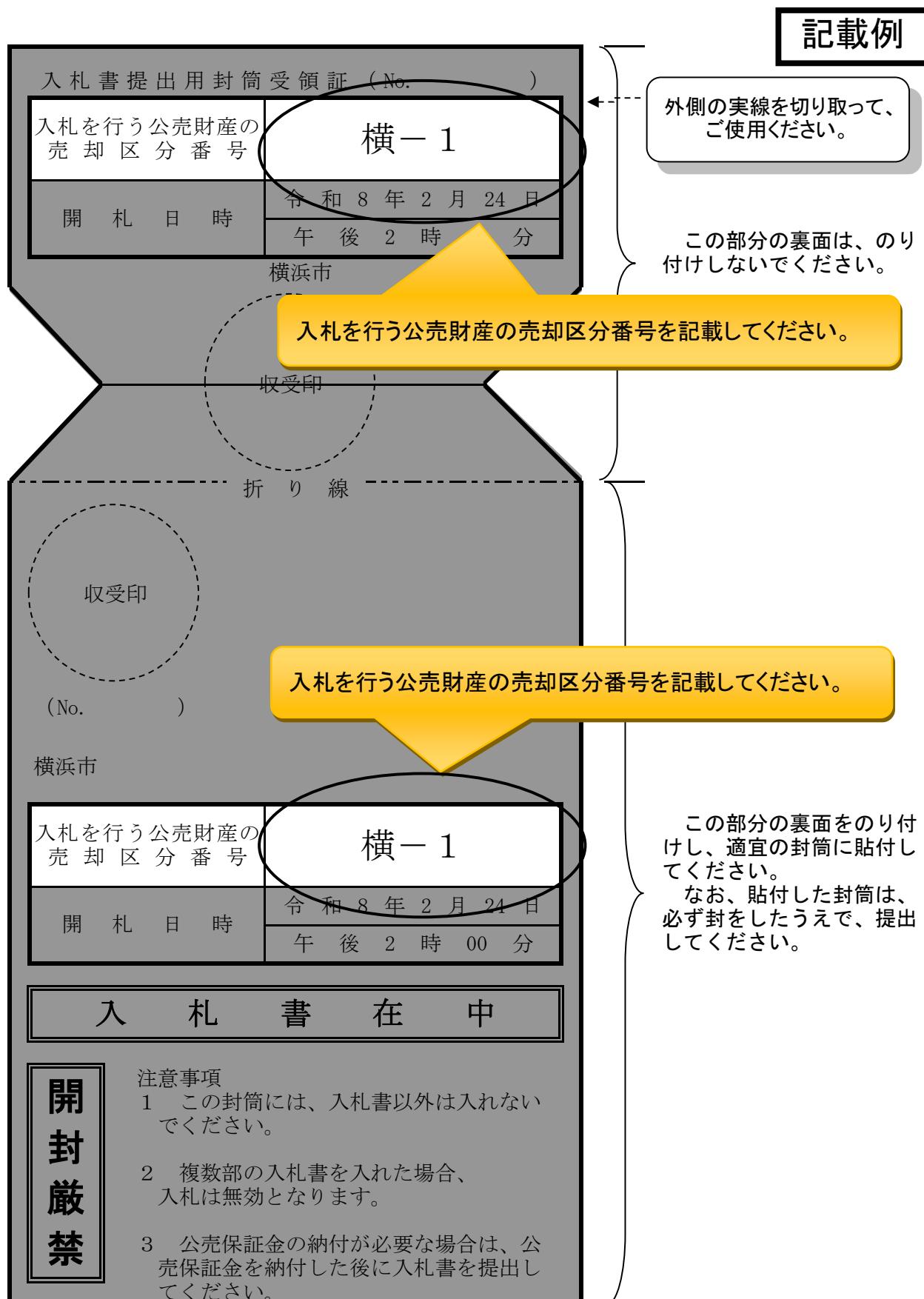
公売財産の名称			
売却区分番号		動産	
横—1	番の不動産	その他の財産（）	

代表者 共同入札	住所（所在地）	氏名（名称）	連絡先（電話番号）
	横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10	横浜 太郎	045-●●●-●●●●

（注意事項）
1 共同入札代表者の住民票・商業登記簿等の住所（所在地）・氏名（名称）・連絡先を記載します。

- ※共有できない公売財産について共同入札はできません。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
 - 共同入札者全員からの委任状を提出してください。
 - 書き損じたときは、訂正しないで新しい用紙を使用してください。

入札書提出用封筒（内封筒）



〒231-●●●●

記載例

横浜市中区●●町●番地

横浜市●区税務課 収納担当
(公売担当 行)

入札書提出先の宛名を
記載してください。

公 売 関 係 書 類 在 中

封をする前に、
必要書類等をもう一度ご確認ください。

提出書類		記載例 欄
井 通 代 理 共 同	同封したものにチェックしてください。 (入札提出用封筒(内封筒)に封入)	
	公売保証金振込通知書兼払渡請求書 (金融機関の振込受領書の原本を貼り付け)	
	公売保証金の充当申出書	
	陳述書	
	委任状 (代理人が入札される場合)	
共同入札代表者の届出書 (共同で入札する場合)		
差出人の方の住所・氏名・連絡先等を記入してください。		
【差出人】 (住 所) 〒 - (氏名又は名称) 		
連絡先	- - -	緊急連絡先

●現金・小切手の同封厳禁！

記載例

令和 年 月 日

委任状

委任者

委任した日を記載してください。

住所又は所在地

氏名又は名称

委任した本人の住民票・商業登記簿等の住所（所在地）・
氏名（名称）・電話番号を、
記載してください。

印

（代表者氏名）

印

電話番号

()

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者

住所

代理人の住所・氏名・電話番号を記載してください。

氏名

印

電話番号

()

委任事項

令和8年2月24日開札の公売に関する

- 1 公売保証金の納付・返還の受領に関する権限
- 2 公売保証金の充当に関する権限
- 3 入札書の提出の権限
- 4 買受代金の納付手続に関する権限
- 5 上記1～4に付帯する一切の権限

注1 共同で入札を行う場合は、共同入札者全員の委任状が必要です。

注2 法人が入札する場合で、代表権限を有しない社員（従業員等）が入札書を提出する場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

陳述書(個人用)

● 区長宛

私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において私に入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

該当する場合
はチェックをし
てください。

入札者 (買受申込者)	号	横一 1	陳述書作成日	令和 年 月 日
		〒 231 - 0005 横浜市中区本町六丁目50番地の10	電話番号 045 (●●●) ●●●●	提出日(入札期間である2/6～2/18のうち、いずれかの日)を記載してください。
	住 所			
	(フリガナ)	ヨコハマ	タロウ	
	氏 名	横 浜 太 郎		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	●●年 ●月 ●●日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

陳述書(法人用)

● 区長 宛

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書提出日(入札期間である
入札等をさせようとする者に関する事項)に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

提出日(入札期間である
2/6~2/18のうち、いずれか
の日)を記載してください。

該当する場合
はチェックをして
ください。

入札者 (買受申込者)	法人所在地	横一 1	陳述書作成日	令和 年 月 日
	〒 231 - 0005 横浜市中区本町六丁目50番地の10			
	(フリガナ)	カブシキガイシャ	電話番号 045 (●●●) ●●●●	
	法人名称	株式会社	●●不動産	
	代表者氏名	横浜 太郎		
	役 員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

役員全員 分の記載 をしてく ださい。	住 所	〒 231 - 0005 横浜市中区本町六丁目50番地の10		
	(フリガナ)	ヨコハマ ハナコ	役職	取締役
	氏 名	横浜 花子	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 ●●年 ●月 ●●日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	住 所	〒 -		
2	(フリガナ)	役職		
	氏 名	役職		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 -		
	(フリガナ)	役職		
	氏 名	役職		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
4	住 所	〒 -		
	(フリガナ)	役職		
	氏 名	役職		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
5	住 所	〒 -		
	(フリガナ)	役職		
	氏 名	役職		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において入札等をさせ
ようとする者の詳細を、記載してください。

	住 所	〒 231-0005 横浜市中区本町六丁目50番地の10		
□個人	(フリガナ)	ヨコハマ イチロウ		
	氏 名	横浜 一郎		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	●●年 ●月 ●●日	性別
□ 法人	法人所在地	〒 -		
	(フリガナ)			
	法人名称			
役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

役員全員 分の記載 をしてく ださい。	住 所	〒 231-0005 横浜市中区本町六丁目50番地の10			
	(フリガナ)	ヨコハマ サチコ			
	氏 名	横浜 幸子			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	●●年 ●月 ●●日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	2	住 所	〒 -		
3	(フリガナ)				
	氏 名				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏 名				
5	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	住 所	〒 -			
	(フリガナ)				
氏 名					
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

公売財産一覧表

担当部署	財産種別	財産所在地等	見積価額(万円)	該当頁
			公売保証金(万円)	
西 区 稅 務 課	マンション	横浜市西区宮ヶ谷 25番地2	1,020	32 ~ 35
(西-1)			110	
保 土 ケ 谷 区 稅 務 課	土地付建物	横浜市保土ヶ谷区仏向町字前耕地 203番地1	706	36 ~ 40
(保-1、2、3)			72	
旭 区 税 務 課	土地付建物	横浜市旭区本村町 66番地1	4,290	41 ~ 45
(旭-1)			430	
港 北 区 税 務 課	マンション	横浜市港北区綱島上町字三歩野 1番地1	6,430	46 ~ 49
(港北-1)			650	
港 北 区 税 務 課	土地のみ	横浜市港北区高田東二丁目 1441番4、1434番2、1430番	4,740	50 ~ 53
(港北-2)			480	

公売財産種別一覧表

◆マンション（区分所有建物）

担当部署 売却区分番号	財産所在地等	見積価額（万円）	該当頁
		公売保証金（万円）	
西 区 税 務 課 (西-1)	横浜市西区宮ヶ谷 25番地2	1,020	32 ~ 35
		110	
港 北 区 税 務 課 (港北-1)	横浜市港北区綱島上町字三歩野 1番地1	6,430	46 ~ 49
		650	

◆土地付建物

担当部署 売却区分番号	財産所在地等	見積価額（万円）	該当頁
		公売保証金（万円）	
保 土 ケ 谷 区 税 務 課 (保-1、2、3)	横浜市保土ヶ谷区仏向町字前耕地 203番地1	706	36 ~ 40
		72	
旭 区 税 務 課 (旭-1)	横浜市旭区本村町 66番地1	4,290	41 ~ 45
		430	

◆土地のみ

担当部署 売却区分番号	財産所在地等	見積価額（万円）	該当頁
		公売保証金（万円）	
港 北 区 税 務 課 (港北-2)	横浜市港北区高田東二丁目 1441番4、1434番2、1430番	4,740	50 ~ 53
		480	

売却区分番号	西 一 1	見 積 価 額	¥10,200,000 . -
		公 売 保 証 金	¥1,100,000 . -
連絡先	西 区 役 所	連絡先電話	045(320)8368
	税 務 課		

財産の表示

(一棟の建物の表示)

横浜市西区宮ヶ谷 25番地2

建物の名称 三ツ沢ハイタウン一号棟
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建

(敷地権の目的である土地の表示)

横浜市西区宮ヶ谷25番2 宅地 17212.87m²

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 宮ヶ谷 25番2の131

建物の名称 1-1003

居宅 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 10階部分 54.60m²

(敷地権の表示)

敷地権の種類 所有权

敷地権の割合 440分の1

以上登記簿による表示

財産の状況

- 1 市街化区域 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 準防火地域
第4種高度地区 宅地造成等工事規制区域 日影規制あり 緑化地域
敷地内の複数個所に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域あり
- 2 対象物件を含む「三ツ沢ハイタウン」の敷地は、北西側で幅員約6.5m市道、南西側から南東側にかけて幅員約4.5m市道に接している不整形な二方路画地である。接している市道はいずれも建築基準法第42条第1項第1号道路である。
- 3 対象物件は、昭和46年7月（登記簿による表示）に建築された、「三ツ沢ハイタウン一号棟」の10階部分に所在し、所有者が居宅として使用している。
- 4 対象物件の管理は、区分所有者（三ツ沢ハイタウン住宅管理組合）から委託を受けた三菱地所コミュニティ株式会社が行っている。
- 5 管理費等は以下のとおりである。

住居管理費	9,120円／月
1号棟修繕積立金	11,400円／月
団地修繕積立金	1,600円／月
駐車場使用料	3,000円／月
合計	25,120円／月
- 6 令和7年9月5日現在の未納管理費等の額は、497,598円である。所有権移転完了後に未納管理費等がある場合には、買受人に支払義務が承継されることである。
- 7 4～6の詳細については「公売公告兼見積価額公告別紙」を参照のこと。
- 8 所有者によると、給水管からの水漏れがある可能性があることである。今後、管理組合との補修等の調整が必要となることも想定される。また、洋室（1）の壁に穴が開いており、洋室（2）の壁紙が剥がれている。（間取図参照）。この他、駐車場専用使用の有無及び使用料について管理組合と協議中のこと。
- 9 供給処理施設は、電気、水道、下水、都市ガスである。
- 10 住所 横浜市西区宮ヶ谷25番地の2 三ツ沢ハイタウン1号棟1003号

交通機関

横浜市営地下鉄ブルーライン線「三ツ沢上町駅」

- ・徒歩約19分

- JR東海道本線ほか「横浜駅」

- ・徒歩約23分

横浜市営バス34系統ほか「北軽井沢」バス停

- ・徒歩約7分

その他事項（消費税）	混在財産
------------	------

位置図(広域)



売却区分番号

西-1

位置図(近隣)

N

対象物件



令和7年1月現在

売却区分番号	保-1、2、3	見積価額	¥7,060,000.-
		公売保証金	¥720,000.-
連絡先	保土ヶ谷区役所	連絡先電話	045(334)6272
	税務課		

財産の表示

- 1 横浜市保土ヶ谷区仏向町字前耕地 203番1 番 234m²
 2 横浜市保土ヶ谷区仏向町字前耕地 203番地1
 家屋番号 203番1の2 事務所 工場
 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 1階 63.25m²
 2階 63.64m² (計 126.89m²)

- 3 横浜市保土ヶ谷区仏向町字前耕地 203番地1の先
 家屋番号 203番1 作業所
 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 11.50m²

附属建物の表示

- 符号 1 作業所
 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 20.64m²
 符号 2 浴室
 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 5.94m²

以上登記簿による表示

財産の状況

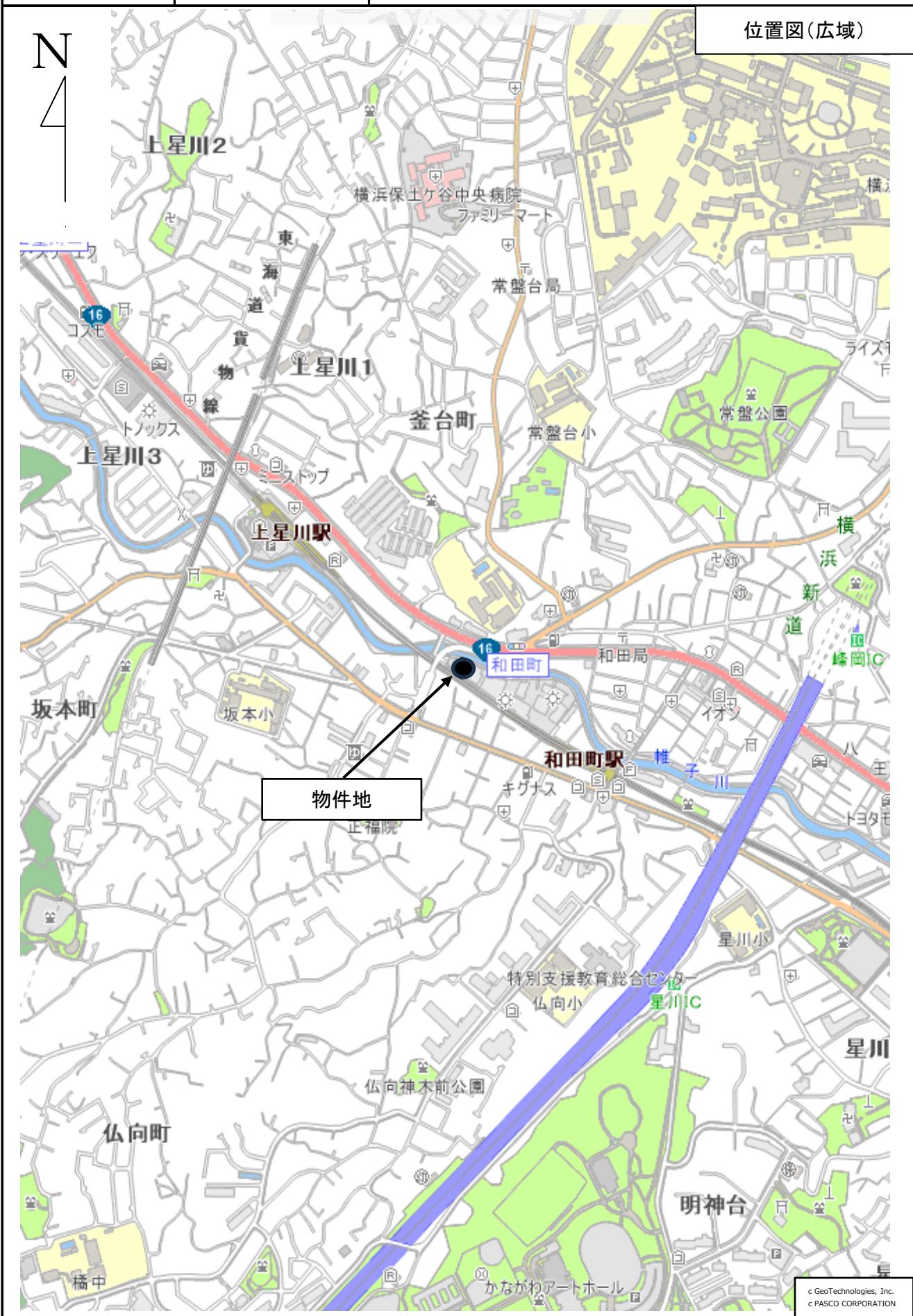
- 1 準工業地域 建ぺい率60% 容積率200%
 第5種高度地区 準防火地域 日影規制あり
- 2 対象物件1は、南側にて幅員約4.0mの未舗装私道（建築基準法第42条第2項該当）にほぼ等高に約28m接道、東側にて幅員約2.7mの未舗装市道（上星川296号線（現況不明）—建築基準法外道路）にほぼ等高に約28m接道する。
- 3 対象物件1は、間口約18m、奥行約28mの角地である。国土調査地域であるが、境界が未確定であり、机上概則では面積約642m²である。
- 4 対象物件2は、登記上は事務所、工場と記載されているが、現況は1階は倉庫、2階は事務所として使用されている。昭和44年12月に建築され、建物全体に損傷が見られる。
 また、2階床が抜けている箇所があり、天井に穴がある。
- 5 対象物件3は、昭和42年6月に建築されているが、現況は不明である。
- 6 対象物件は平成24年2月から賃貸借契約により、月額50,000円で使用されている。
 なお、賃貸借契約書上の建物の表示と登記簿上の所在表示には相違がある。
 また、契約内容については「公売公告兼見積価額公告別紙」を参照のこと。
- 7 敷地上には、様々な造作物等があるが、詳細は不明である。本物件は現況有姿で売却する。
- 8 供給施設は、上水道及び電気である。下水道及び都市ガスは供給されていない。
- 9 住所 横浜市保土ヶ谷区仏向町142番地

交通機関

相模鉄道本線「上星川駅」
 ・徒歩約7分

その他事項（消費税）	混在財産
------------	------

位置図(広域)



売却区分番号

保-1、2、3

位置図(近隣)

N

宮崎橋

宮崎跨線橋

対象物件



売却区分番号

保-1、2、3

間取図(保-2)

1階

UP

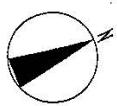


2階

↑

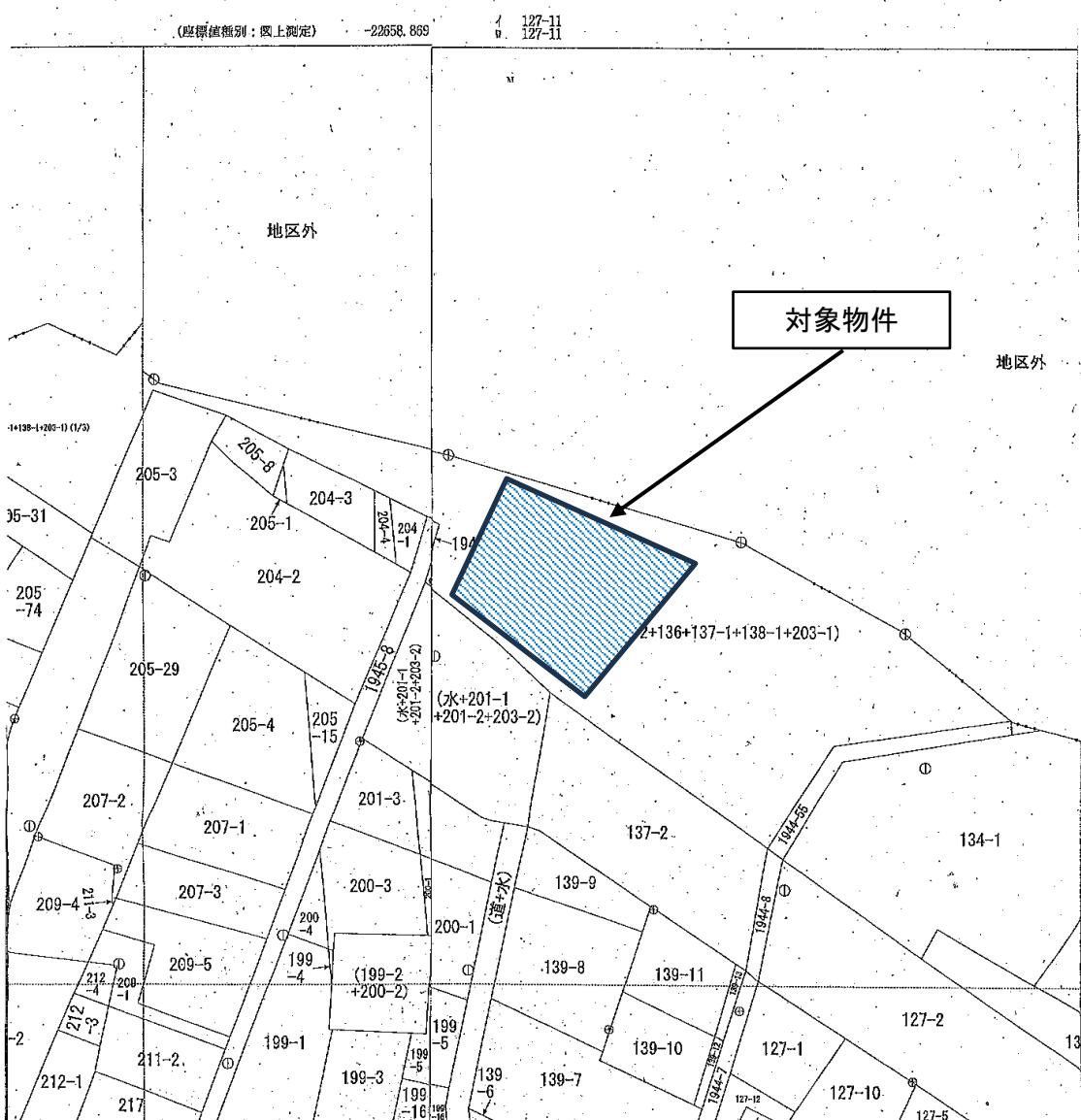
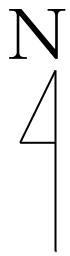
DN

事務所



令和7年3月現在

見取図



売却区分番号	旭 - 1	見 積 価 額	¥42,900,000 . -
		公 売 保 証 金	¥4,300,000 . -
連絡先	旭 区 役 所	連絡先電話	045(954)6074
	税 務 課		

財産の表示

- 1 横浜市旭区本村町66番1 宅地 537.50m²
 2 横浜市旭区本村町66番地1
 家屋番号 66番1 居宅
 木造瓦葺2階建
 1階 125.18m²
 2階 33.87m² (計 159.05m²)

以上登記簿による表示

財産の状況

- 1 第一種低層住居専用地域 建ぺい率50% 容積率80%
 第一種高度地区 防火指定なし 宅地造成工事規制区域 日影規制あり
 最低敷地面積125m²
- 2 対象物件1は、間口約24メートル、奥行約29メートルのほぼ台形の角地であり、北側の一部崖状部分を除き平坦である。
 北側境界には、隣地のものと思われる高さ1メートルほどのブロックがあり、対象物件側に傾いており越境が憂慮される。
- 3 東の門扉付近は道路と等高に接しており、それ以外の部分は擁壁とその上に塀が設置されている。擁壁は高いところで道路から高さ3メートル程度ある。
- 4 南側から南東側にて幅員約3.5～5.2メートルの舗装市道に約2.5～3メートル高位に約24メートル接道、東側にて幅員約3.4～4.5メートルの一部階段状の舗装市道に約2メートル低位～約2.5メートル高位に約29メートル接道する。いずれも告示幅員は2.4～5.4メートルである。
 この舗装市道は、南から北にかけて約10度の上り傾斜で、対象物件1の北側付近から階段となっている。なお、建築基準法の第42条第2項の道路となっており、現況は対象物件等のセットバックにより対象物件の東側は約4メートルの幅員が確保されている。
 また、南西側が告示幅員2.1～3.4メートルの舗装市道に接している。
- 5 対象物件1は、地下に横浜市が管理する下水道の取付管が埋設されている。
- 6 対象物件2は、昭和47年6月に建築され、53年が経過し、外壁の一部に損傷がみられる。
- 7 敷地内の庭地樹林の枝葉が剪定されないまま、南東側から南側にかけて市道に越境している。
- 8 敷地北東側に物置が設置されている。
- 9 敷地内にバイクが6台放置されている。
- 10 供給処理施設は、電気、水道、下水、プロパンガスである。
- 11 住所 横浜市旭区本村町66番地の1

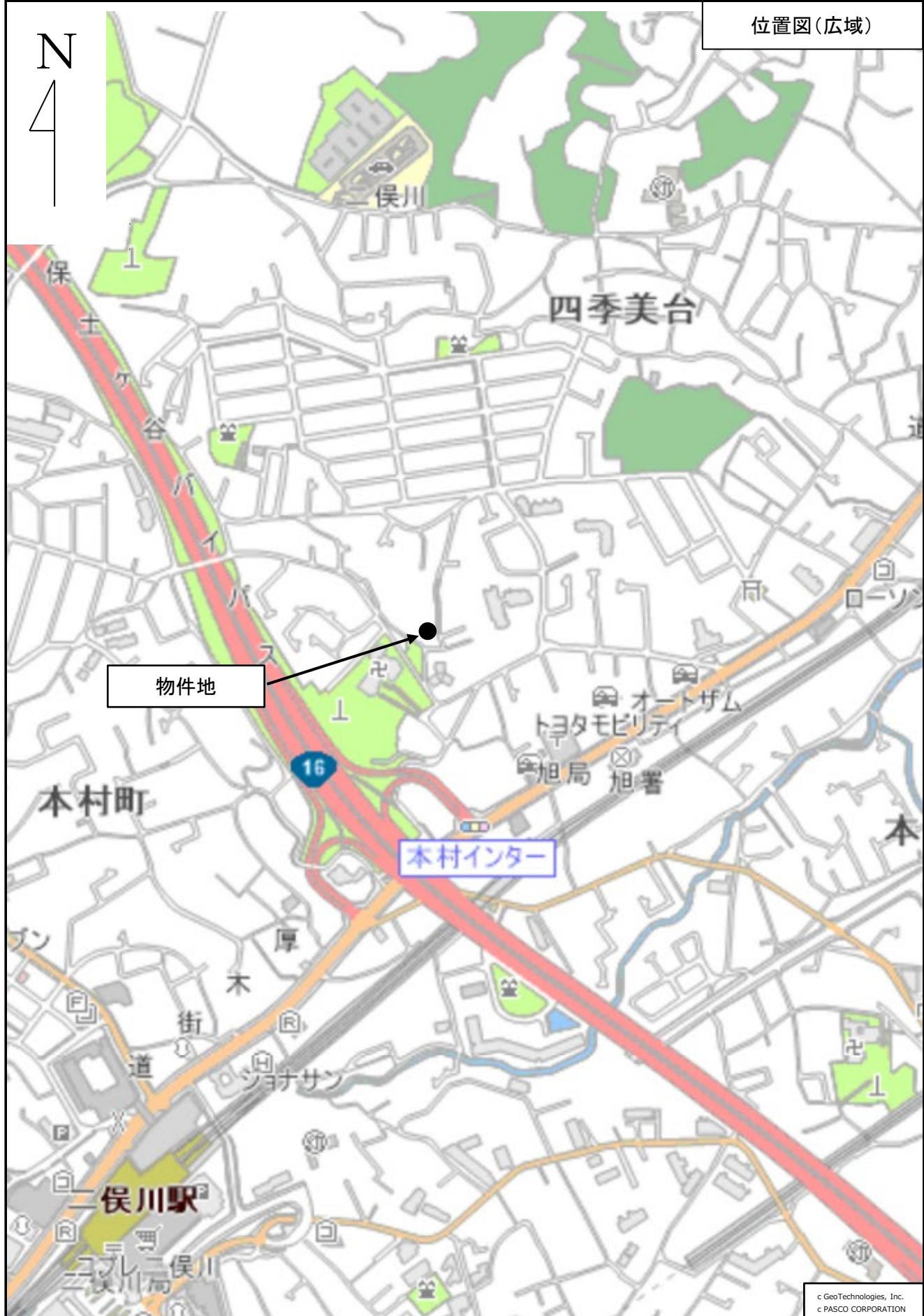
交通機関

相模鉄道本線「二俣川駅」
 ・徒歩約13分

その他事項（消費税）

混在財産

位置図(広域)



位置図(近隣)

N

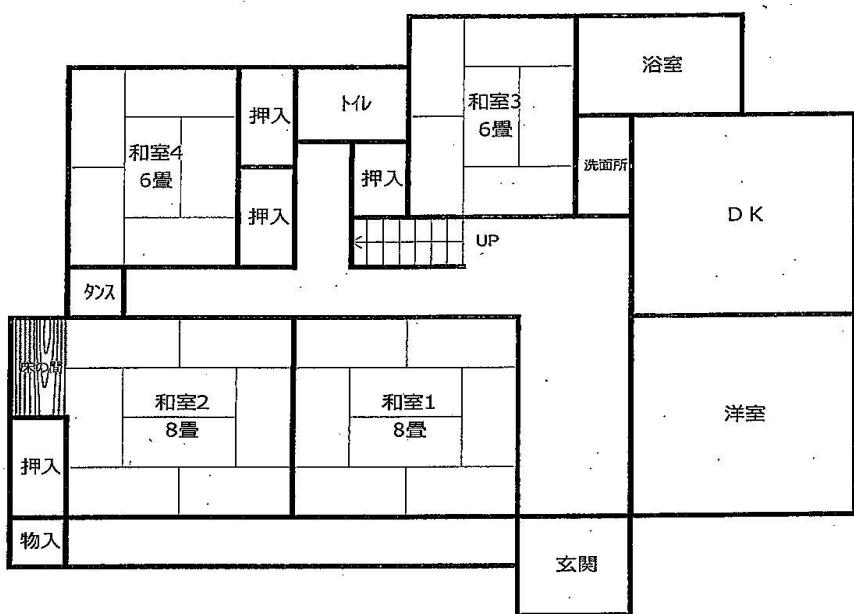


売却区分番号

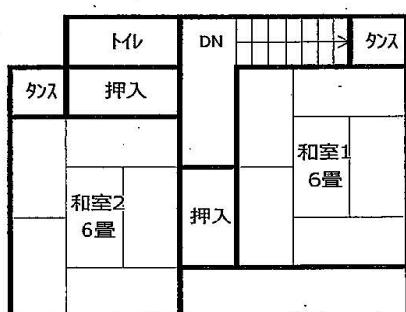
旭-1

間取図

1階



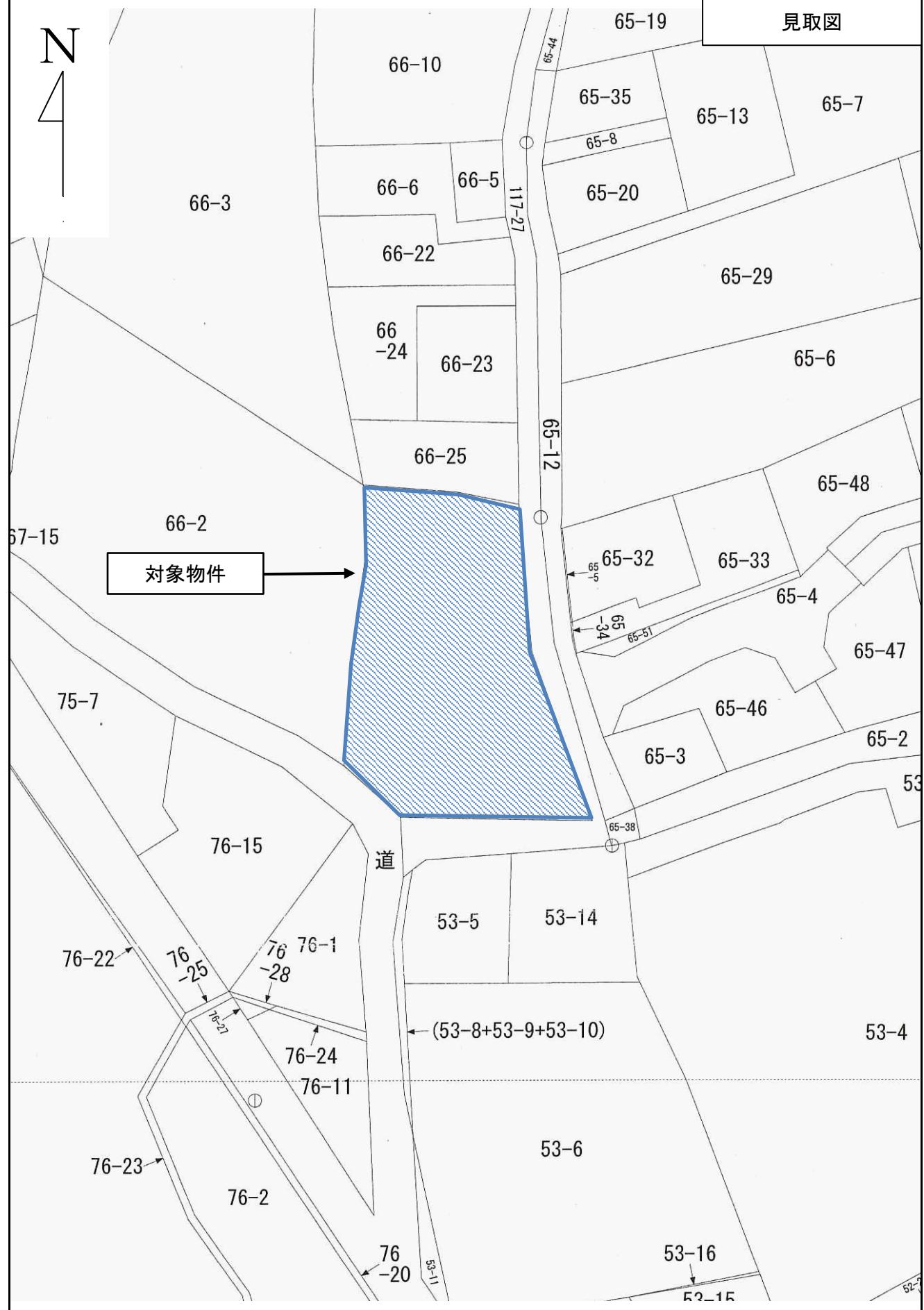
2階



令和7年1月現在

売却区分番号

旭-1



売却区分番号	港北 - 1	見積価額	¥64,300,000 . -
		公売保証金	¥6,500,000 . -
連絡先	港北区役所	連絡先電話	045(540)2292
	税務課		

財産の表示

(一棟の建物の表示)

横浜市港北区綱島上町字三歩野1番地1

建物の名称 グリーンサラウンドシティ四番街

鉄筋コンクリート造陸屋根11階建

(敷地権の目的である土地の表示)

横浜市港北区綱島上町字三歩野1番1 宅地 65317.45m²

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 綱島上町1番1の4の1113

建物の名称 1113

居宅 鉄筋コンクリート造1階建 11階部分 124.69m²

(敷地権の表示)

敷地権の種類 所有权

敷地権の割合 1000万分の14652

以上登記簿による表示

財産の状況

- 1 市街化区域 第1種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率150%
- 2 第3種高度地区 準防火地域 日影規制あり
- 3 対象物件を含む「グリーンサラウンドシティ」の敷地は、北側で幅員約8m市道に、西側で幅員約5.2m市道に、南側で幅員約6.5m市道に接面する整形地である。
- 4 対象物件は、平成17年2月（登記簿による表示）に建築された、グリーンサラウンドシティ四番街の建物の11階部分に所在し、所有者及びその家族が居宅、事業所として使用している。
- 5 対象物件の管理は、「グリーンサラウンドシティ管理組合」から委託を受けた「株式会社長谷工コミュニティ」が行っている。
- 6 管理費等は以下のとおりである。

管理費	25,900円／月
団地修繕積立金	12,180円／月
四番街修繕積立金	24,130円／月
駐車場使用料	4,500円／月
自治会費	100円／月
クラブ会費	400円／月
合計	67,210円／月
- 7 令和7年8月21日現在、管理費等の未納は560,848円である。管理規約等によると、所有権移転後に未納管理費等がある場合には、買受人に支払義務が承継される。
- 8 令和7年8月21日現在の管理費等の遅延損害金総額は、23,659円である。
- 9 4～7の詳細については、「公売公告兼見積価額公告別紙」を参照のこと。
- 10 住所 横浜市港北区綱島上町1番地1 グリーンサラウンドシティ四番街1113号

交通機関

東急東横線「綱島駅」

・徒歩約11分

東急新横浜線「新綱島駅」

・徒歩約14分

その他事項（消費税）

混在財産

位置図(広域)



壳却区分番号

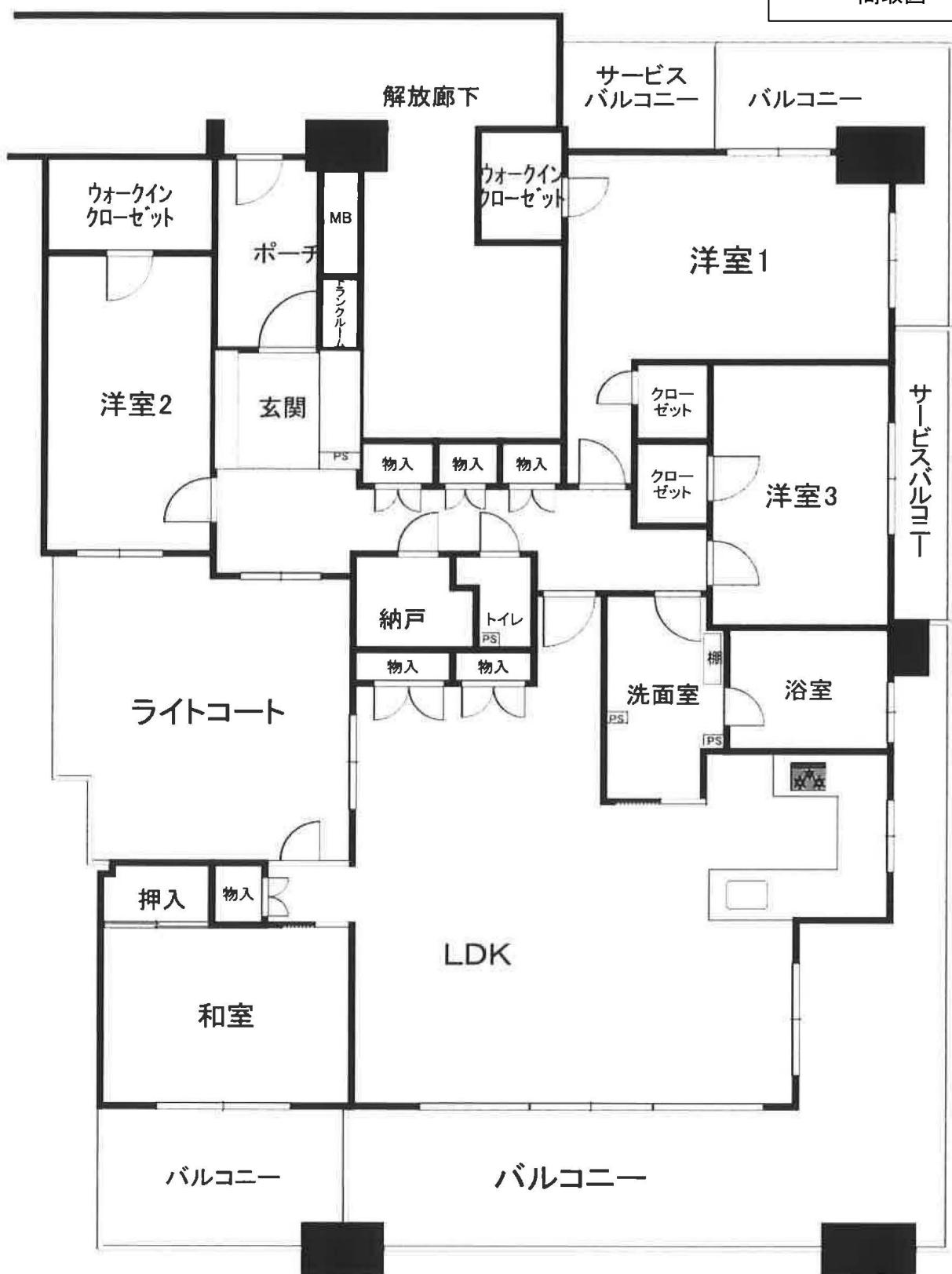
港北-1

位置図(近隣)

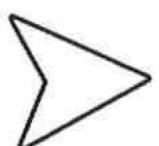
汎川

对象物件





令和7年11月現在



N

売却区分番号	港北 - 2	見 積 価 額	¥47,400,000 . -
		公 売 保 証 金	¥4,800,000 . -
連絡先	港北区役所	連絡先電話	045(540)2300
	税務課		

財産の表示

- 1 横浜市港北区高田東二丁目1441番4 宅地 247.93m²
 2 横浜市港北区高田東二丁目1434番2 宅地 95.86m²
 3 横浜市港北区高田東二丁目1430番 宅地 52.89m²

合計登記数量 396.68m²

以上登記簿による表示

財産の状況

- 1 市街化区域 第1種低層住居専用地域 建ぺい率50% 容積率100%
 第1種高度地区 準防火地域 敷地面積最低限度100m² 建築物の高さの制限10m
 日影規制あり（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階段が3以上の建築物／1.5m／3時間／2時間） 洪水浸水想定区域（南側の一部）
- 2 対象物件の敷地は、南側の幅員約8.5mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に約3.6m接する中間画地である。
- 3 対象物件は、間口約3.6m、奥行約52mの袋地の形状をしている。
- 4 対象物件の北方は急激な崖地となっており、北側一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）区域番号：109-H22-010に指定されている。
- 5 供給処理施設のうち、上水道、下水道、都市ガスの供給、接続は可能である。
- 6 敷地内に最終ますが設置されているかは不明である。地下に横浜市が管理する下水道の取付管が埋設されている。
- 7 対象物件内は雑草が繁茂しており、境界が判然としない。

交通機関

横浜市営地下鉄グリーンライン「高田駅」
 •徒歩約7分

その他事項（消費税）

非課税財産

位置図(広域)



売却区分番号

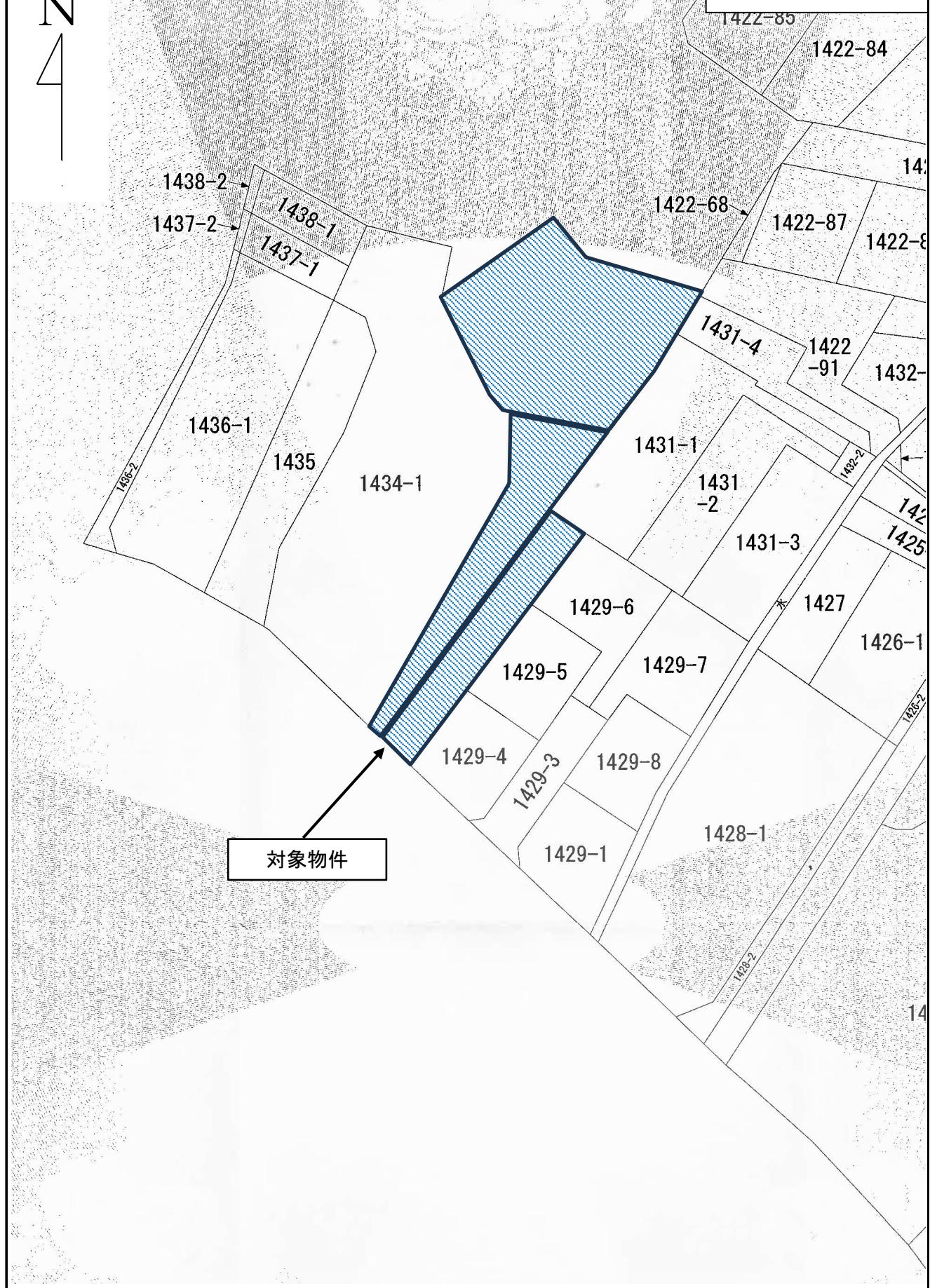
港北-2

位置図(近隣)

N

対象物件

見取図



発行／横浜市財政局主税部徵収対策課
令和8年1月発行

本冊子についてのお問い合わせ先
〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地10
TEL 045(671)2256
FAX 045(641)2775